

平成27年2月26日

内閣府

消費者委員会

委員長 河上正二 殿

一般社団法人日本新聞協会

販売委員会

委員長 黒澤 幸

消費者契約法見直しに関する日本新聞協会販売委員会の意見

貴委員会で審議されている消費者契約法の見直しに当たり、当協会は新聞販売に関する正当な事業活動が阻害されることがないよう慎重な検討を強く要望いたします。

悪質な事業者から消費者・生活者を保護することは当然のことであり、異論はありません。しかしながら、新たな法規制を導入し、大多数の健全な事業者の活動までも広く制限することは、消費者・生活者を真に守ることにはなりません。長きにわたり国民・消費者に享受されてきたサービスが提供できなくなる法規制の強化に対し、当協会は強く反対いたします。

事業者規制の強化と新聞界への影響

新聞は、国内外で発生するニュースや、国民が必要とする情報を毎日報道し、多様な意見・論評を広く提供することで、民主主義社会の維持と発展に寄与してきました。日本の新聞の普及率は世界でも類を見ないほど高く、誰でも容易に情報を入手できる環境が、日本全国の1万8千の新聞販売所と35万人に上る配達スタッフにより築かれています。その結果、新聞は生活必需品として広く国民に受け入れられています。新聞が果たしている公共的・社会的役割は、全国津々浦々に張り巡らされた戸別配達網によって支えられており、それは新聞社・新聞販売所と消費者・生活者の双方が長年にわたり築き上げてきた信頼関係を基盤としています。

貴委員会では現在、契約締結過程や契約条項の内容に関する規制について、さまざまな議論が行われています。新聞の勧誘行為の中心である訪問販売や電話勧誘販売などにおける不招請勧誘の禁止についても、その一つとして取り上げられています。不招請勧誘の中には、一部問題があるケースも存在します。しかし、それは勧誘した際の説明方法等に問題があったためであり、訪問販売や電話勧誘販売自体は、問題ある行為ではありません。当該行為は正当な営業行為であり、まして公共の福祉に反することでもありません。不招請勧誘の禁止など過剰な規制が導入されれば、新聞の営業活動は事実上禁じられることになり、新聞販売所は新たな消費者・生活者と接する機会を奪われます。新聞社や新聞販売所の経営は計り知れない打撃を受けるだけでなく、民主主義社会に果たす新聞の役割にも大きな影響を及ぼします。善良な事業者の活動を一律に制限することがないよう適切な議論が必要だと考えます。

高齢化や人口減少が進む中で、消費者・生活者の保護体制の在り方は、地域社会の安心・安全ネットワークをどのように構築していくのかという視点を含め、総合的に検討する必要があります。新聞販売所は、高齢者・独居世帯の見守りや地域の防犯・防災活動をはじめとする貢献活動を全国各地で展開し、地域社会における安心・安全の拠点として消費者・生活者のため

のネットワークづくりに寄与しています。毎日配達される新聞の特性を生かし、配達先に新聞がたまっていけば警察や民生委員などと連携する体制を整えており、実際に人命救助につながった事例は枚挙にいとまがありません。このほか、防犯・防災に関しては、啓発イベントの主催・共催、ミニコミ紙での注意喚起などで中心的な役割を担っています。新聞社や新聞販売所は、地域に根ざしたこれらの活動を自主的に続けています。行政だけでは対応できないこうした活動は、消費者・生活者の保護体制の整備につながることであり、消費者安全法の改正などで期待されている民間の役割とも重なります。

不招請勧誘の禁止で新聞の営業活動が入り口で規制されることになれば、消費者に被害や損害を及ぼしていない多くの訪問販売、電話勧誘販売が禁止されることになり、読者の減少傾向を加速させます。それは新聞の戸別配達網を弱体化し、新聞販売所による地域貢献活動をも衰退させ、高齢者など消費者・生活者の安心・安全を確保する地域社会を構築する上で、負の影響をもたらします。

新聞の戸別配達網の弱体化は、このような地域貢献活動ばかりでなく、新聞の配達そのものが困難となり、消費者・生活者の知る権利に影響すら与えかねません。特に、インターネット等から情報を入手することが一般に困難な高齢者に対する影響は計り知れません。

以上のように、消費者契約法により事業者の経済活動への規制が強化されると、同法が本来果たすべき「消費者の利益の擁護」「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展」が結果的に損なわれることが懸念されます。今後もいっそうの貢献活動を推進していくためにも、新聞販売所の安定した経営基盤が不可欠です。「角を矯めて牛を殺す」ことにならないような検討が必要です。

消費者保護に関する新聞界の自主的な取り組み

新聞界は、消費者契約法、特定商取引法の趣旨や規定を十分尊重した販売活動を徹底しており、さまざまな措置を自主的に講じています。直近の事例として、当協会と新聞公正取引協議会は国民生活センターからの要請を受け、2013年11月に新聞購読の解約に応じるべきケースを示す「新聞購読契約に関するガイドライン」を策定しました。この中では、特商法など諸法規に沿って解約に応じるべきケースなど具体的な事例を挙げ、トラブルを未然に防ぐよう努めています。また、その内容を消費者や新聞の読者に広く周知するため、全国で約4千万枚の折り込みチラシを配布したほか、ウェブサイトを開設し、ガイドラインの内容を紹介するとともに、各社の相談窓口の一覧を掲載しています。全国の消費生活センターでは、新聞購読に関する相談が寄せられた場合、相談員の方々がこのガイドラインを基に対応されていると聞いています。新聞界は、ガイドラインの周知・徹底をはじめ、今後も自主的な取り組みを継続し、消費者からの問い合わせには真摯に対応していきます。

貴委員会では今回、「消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ」検討することですが、全国で1日約4500万部が発行されている新聞の訪問販売の母数からすると、国民生活センターに寄せられた新聞販売に関する相談件数は、1%に満たないわずかな数です。さらにその中で、事業者側に明らかな非があり、消費者が救済されるべき事例の件数はより少なくなるはずです。

以上のとおり、新聞界では自主的な取り組みによって、消費者・生活者の保護を図っており、

新たな法による一律の規制は不要です。まずは、これまでの自主的な取り組みや、現行の消費者契約法や特定商取引法の規定で対応できないのかどうかを十分検証した上で、問題点の議論を進めるべきだと考えます。

今回の消費者契約法の見直しにおいて当協会は、不招請勧誘の禁止など事業者の正当な活動を萎縮させる過剰な法規制に対し、いずれも強く反対いたします。消費者の保護と健全な事業者の営業活動の維持という双方の観点から審議いただき、消費者とともに築き上げてきた新聞の公共的・社会的役割を変容させることがないように慎重な検討を重ねてお願い申し上げます。

以 上